

令和2年11月13日

株式会社エンルート
代表取締役社長 江口 覚郎 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 久間 和生

不正又は不誠実な行為に対する物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則第4条第1項の規定に基づく競争参加制限について

このことについて、以下のとおり当機構の契約に係る競争に一定期間（9.0ヶ月）参加することを制限したので通知する。

1. 当該措置について

競争参加者等資格審査規則第33条の規定により、全省庁統一資格等の資格保有者を当機構の有資格者とみなしている。

今般、以下2に示す不正又は不誠実な行為にあつては、物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則第4条第1項の規定に基づく「一般競争入札に参加させないことができる者」に該当するため、実質的な指名停止と同様の措置を行うものである。

2. 措置に至る経緯

不適正な経理処理に関する調査委員会による調査の結果、実際には委託研究とは関連性のない業務に従事していたにもかかわらず、委託研究業務に従事したように従業記録を作成して人件費を過大に計上し、あるいは、委託研究業務とは無関係の物品を消耗品費に計上するなどして委託研究費を不正に使用した。また、研究者等の従業記録管理や物品の購入・在庫管理について研究実施要領において求められる適正な管理が行われておらず、研究費の使用用途を明確にできないなどの不適正な経費処理が行ったことは、不正又は不誠実な行為に当たるものである。

3. 措置対象区域及びその範囲

全域

4. 措置期間

9.0ヶ月間（令和2年11月13日から令和3年8月12日まで）

物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則別表第1第11に定める1ヶ月以上9ヶ月以内。